

## 平成23年度事業計画

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

東北関東地方を襲った未曾有の大震災は、地震のゆれによる被害とは比較することができないほど津波の影響により数多くの方々が被災されました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方に対し衷心より哀悼の意を表します。

この災害が発生した2011年3月11日(金)午後2時46分は、世界中が忘れることができない日として、人々の心に深く刻み込まれると同時に、地震後発生した福島第1原子力発電所の一連の事故は、放射能漏れというこれまで経験したこのない災害としてその終息を世界が注目するところとなっております。

原子力発電所の事故により、電力の供給手段が見直しを余儀なくされたことで、地球温暖化防止への取組につきましても、温室効果ガスの排出量の制限を変更せざるを得ないものとの観測が大きく報道されております。

同時に、平成23年度のLPガス業界は、分散型のエネルギーの有効活用として、民生用バルク貯槽等を使用し、区分された地域へのLPGの供給とともに、エコジョーズ、エコウイユル及び燃料電池等の高効率機器普及拡大を図っていく事が求められております。

このような社会状況のもと、LPガス業界では、消費者への適正な価格での安定供給とともに、低炭素社会を支えるための様々な制度への対応として、LPガスによる発電等、その利用範囲が拡大されることへの期待感とともに、安全に利用できる環境整備が不可欠なものとなってきております。

また、当協会は、公益法人制度改革に伴い、平成23年度中に一般社団法人としての移行を行うべく、定款の改正とともに、諸規程を見直し、移行申請を行ってまいります。

当協会の役割は、創設以来推進してきた「自主保安」活動を強力に支援すべく、LPガスは無論のこと、ガス体エネルギーである天然ガス(LNGサテライト)、DME(ジメチルエーテル)への拡大を目指すとともに、各種液化ガス分野まで市場を拡大し、基準(指針)類を策定すると共に、講習会・研修会等を通じてエネルギー業界の保安の確保に貢献いたしたいと考えております。

### I. 活動を強化するための今年度の概要

#### 1. 協会運営基盤の強化

- (1) 構成会員の拡大、事務局体制の強化と業務効率化(無駄の排除)を推進する。
- (2) 協会運営基盤安定のため賛助会員の会費を見直すとともに、新たに会員に対する特典を明文化する。

- (3) 各種講習会・セミナー開催に対する協会会員は無論の事、業界団体及び都道府県保安担当者に対し、集客に対する支援要請を行う。
- (4) 新規講習会・研修会等を具体的に企画する。
- (5) 講習会及び基準販売活動の強化を図る。

## 2. 公益法人制度改革及び協会定款の変更の検討

平成23年度に一般社団法人として、現行の事業内容による移行を行い、認可後速やかに、LPG以外のエネルギー及び液化ガス分野の保安確保に事業を拡大していくことを目的として、協会名称の変更に関するワーキンググループを設置し、検討を開始する。

## II. 活動内容

### 1. LPガス等の安全性及びその確認に関する技術等の調査・研究について

- (1) 高圧ガスプラント等の保安検査及び定期自主検査における不具合事項について平成18年度より検査事業者（認定、指定）の協力を得て調査し、当協会機関誌で公表してきたが、今年も継続して実施する。
- (2) LPガス民生用バルクローリの生産出荷状況を、タンクローリメーカーの協力を得て調査し、当協会機関誌及び業界新聞に対し提供し、公表する。
- (3) 高圧ガスプラント及びLPガスタンクローリ並びにLPガスバルク供給に関連する事故情報について、経済産業省及び高圧ガス保安協会の協力を求め調査し、当協会機関誌にて公表し、注意喚起する。

### 2. LPガスプラント等の安全性に関する規格、基準の策定及び普及

<新規策定及び改正する指針及び基準類>

- (1) 平成18年度よりの継続案件として一般社団法人日本ガス協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会の協力を得て下記の指針等を策定し、天然ガス供給における事故防止に努める。
  - ① 高圧ガス保安法に係わるLNGサテライト施設の保安検査指針の新規策定
- (2) 告示「保安検査基準」の改正動向により、保安検査実施要領を改正とともに、LPガスプラント検査基準を一部改正し、製造施設の保安の確保に努める。
  - ① 保安検査実施要領の改正
  - ② LPガスプラント検査基準及びLPガスプラント検査技術者必携の一部改正し(追補)発刊する。
- (3) 液石法規則の改正に伴い、各種JLPA基準類の改正を行う。
- (4) 液石法規則の性能規定化による省令等の一部改正に伴い下記の基準類を改正する。
  - ① バルク貯槽関係基準類の改正
  - ② 充てん設備関係基準類の改正
- (5) DME（ジメチルエーテル）設備に係わる基準策定の準備を行う。

### 3. L P ガスプラントの安全性の確保に従事する者の教育

#### 3-1 検査事業者教育

- (1) 高圧ガス保安協会認定検査事業者の検査員資格取得（新人）のための講習会及び試験を実施する。（平成23年11月28日～29日：神奈川（日本溶接技術センター））
- (2) 高圧ガス保安協会認定検査事業者の検査員資格更新のための講習を実施する。（平成24年1月31日：神奈川、2月3日：大阪）
- (3) JIS Z 2305 に基づく非破壊検査技術者資格取得並びに資格更新のため講習会及び試験を下記の通り実施する。
  - ① レベル1講習会 平成23年6月14日～17日：神奈川
  - ② 学科試験 平成23年7月7日、12月1日：共に神奈川、大阪
  - ③ 実技講習会 平成23年9月7日、平成24年3月8日：共に神奈川
  - ④ レベル2講習会 平成23年11月7日～8日：神奈川
  - ⑤ 実技試験 平成23年9月8日、平成24年3月6日：共に神奈川
- (4) 平成22年度に引続き、指定保安検査機関の統括保安検査員及び保安検査員向け保安検査技術研修会を東京、大阪にて実施し、検査員の技能レベルの向上を図る。

#### 3-2 製造事業者保安責任者講習

- (1) 今回発生した地震によるプラントへの影響を重視するとともに分散型エネルギーとしてのL P ガスの取扱いについて周知すべく、製造事業所の保安管理責任者を対象に、今年度も引き続き保安検査技術研修会を日本L P ガス団体協議会共催の下、経済産業省並びに、都道府県担当部署の協力を得て、事業所の保安管理の方法「腐食への対応」及び保守・保安検査実施に向け「金属フレキシブルホース基準」等をテキストとして下記の通り開催する。（予定）
  - ・平成23年5月30日：東京
  - ・平成23年6月 8日：大阪
- (ア) 製造事業者保安実務者を対象に昨年に引き続き日本L P ガス団体協議会共催の下、経済産業省、都道府県担当部署並びに指定検査機関連絡協議会の協力を得て、高圧ガス設備の保守管理の実際と保安検査の方法をテーマとして、実機研修用モデルを使用した研修会を下記の通り開催する。
  - ・平成23年11月 1日：東京
  - ・平成23年11月16日：大阪
- (3) L P ガスバルク供給システムの普及拡大と共に、供給時における事故並びに安全弁取り替えや交換時の事故が多発していることに対し、昨年に引き続き日本L P ガス団体協議会共催の下、原子力安全・保安院（液化石油ガス保安課）、（社）エルピーガス協会及び日本高圧ガス容器バルブ工業会の協力を得て、各種J L P A基準類をテキス

トとしてセミナーを開催し事故予防に努める。

- ・平成23年10月 4日：東京
- ・平成23年10月20日：大阪

#### 4. LPガスプラント等の安全性の確保に関する施策の策定及び推進に対する協力

##### 4-1. 経済産業省 原子力安全・保安院関係

- (1) 「総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 高圧ガス部会」に委員を派遣し、当協会としての意見具申を行う。
- (2) 原子力安全・保安院 保安課及び液化石油ガス保安課主催の都道府県担当者向け研修会に講師を派遣し、当協会発行の自主基準をテキストとして研修に協力する。
- (3) 都道府県主催の製造事業者向け「保安講習会」に対し、県の要請に基づき講師を派遣するなどしてその業務を支援する。
- (4) 都道府県エルピーガス協会主催の「保安講習会」に対し、各地区協会からの要請に基づき講師を派遣するなどしてその業務を支援する。
- (5) その他原子力安全・保安院の要請に応じ、協会として事故情報等を当協会機関誌「LPガスプラント」に掲載し、広く周知し再発防止に努める。

##### 4-2. 高圧ガス保安協会(KHK)関係

- (1) 高圧ガス保安協会の運営に対し、評議員として参画し意見具申を行う等し、同協会の事業に協力する。
- (2) KHK基準策定に関し技術委員会及び各規格委員会並びに分科会に対し、当協会会員の中から委員を派遣し、その業務に協力する
- (3) LPガスバルク供給に関する各種専門委員会の活動に協力する。
- (4) LPガス関係団体で構成する「LPガス安全委員会」の活動に対し委員を派遣するなどしてその事業を支援すると共に、「LPガス安全委員会」に対し、「バルク供給セミナー」開催に係わる開催費用の補助申請を行う。
- (5) LPガスタンクローリ事故防止委員会に対し委員を派遣すると共に、JLPAタンクローリ検査部会が中心となり、保安講習会の講師を務めるなどして事故防止に努める。
- (6) 高圧ガス保安協会認定検査事業者制度に基づく認定審査委員会に委員を派遣し、当協会としての意見具申を行う。
- (7) 認定検査事業者制度における検査員の教育並びに試験を担当し、検査員の技能向上に努める。
- (8) 検査賠償責任保険の拡充(下記の検査、保守業務に関する作業に適用)
  - ① 認定検査事業者が実施する「定期自主検査」及び「保安検査における事前検査」における賠償責任保険
  - ② 指定検査機関が行う「保安検査」における賠償責任保険

- ③ 保全・保守のためのメンテナンスにおける賠償責任保険
- (9) 高圧ガス保安協会認定検査事業者制度の今後の方向性について高圧ガス保安協会及び日本LPガス団体協議会と協議しより良い制度を模索する。
- (10) 高圧ガス保安協会が実施する各種実証実験等に対し技術支援を行う。
- (11) その他高圧ガス保安協会の各種要請に対し当協会は会員の協力を得て全面支援する。

#### 4-3. 日本LPガス団体協議会関係

- (1) 理事会及び各委員会（政策、需要開発、防災、広報、保安）並びに部会（高圧、液石）にそれぞれ委員を派遣し、業界発展のため積極的に支援する。なお、当協会の本務である保安委員会活動に対しては、下記の事項について積極的に貢献していく。
  - ① 日団協主催保安講習会へ講師派遣及びテキストの提供
  - ② 日団協自主技術基準の策定及び改訂に対する積極的参画
  - ③ 日団協防災対応マニュアルに沿って、JLPA検査事業者の全面支援の下、2次災害の防止に努める。
  - ④ 広報委員会に対し、JLPA当協会機関誌「LPガスプラント」の活用方法について提案していく。
  - ⑤ LPガス業界のさらなる発展のため、製造事業所の信頼が確保できる検査事業者のあるべき姿を再検討し、新しい業界認証制度を検討する。
- (2) 補助、受託事業に対し、当協会に関連する分野に関しては積極的に協力支援する。
  - ① FRP容器普及検討委員会並びにWGに委員を派遣し、その事業に協力する。

#### 4-4. その他の団体関係

- (1) 資格の相互認証関係にある(社)日本非破壊検査協会の各種委員会に対し、委員を派遣し当協会の意向を具申する。
- (2) ガス体エネルギー（LPG、天然ガス、ジメチルエーテル（DME）等）における、天然ガスの普及拡大に伴い、自主指針策定で関係が強化された一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会及び(社)日本高圧力技術協会並びにDME普及促進センターとの友好関係を強化していく。

#### 5. 前各項に附帯する当協会事業活動について

- (1) 理事会  
協会の事業活動並びに運営に関し審議すべく、会長の招集により年3回（4月21日、5月19日、11月21日）開催する。最重要事項については、年1回開催の通常総会（5月19日）において承認を得る。
- (2) 常任委員会  
理事会上程案件を審議するため、常任委員長招集のもと、各委員会委員長及び副委員長の出席による委員会を年2回（4月6日、11月9日）開催する。総務委

員会及び企画委員会合同会議とする。

(3) 技術委員会

技術担当副会長出席の下、委員長の招集により協会会員及び他団体関係者の参加を願い年2回（4月21日、11月21日）開催し、各種製造基準及び検査基準類の報告、審議を行う。

(4) 非破壊検査技術者技量認証委員会

年1回（5月）、委員長の招集により経済産業省及び高圧ガス保安協会並びに関係他団体の委員に参加願い、非破壊検査技術者の資格認証審議を行う。

(5) 検査担当理事会

検査問題に特定しKHK認定検査事業者制度上の問題点及び指定保安検査機関に関する重要事項を討議し、検査に関する協会の方針を決定する。（年3回程度開催予定）

(6) 検査事業者委員会

検査担当副会長出席の下、委員長の招集により年3回（9月、2月、3月）開催する。なお、3月は検査事業者全国大会を開催する。検討事項は下記の通り

- ① 高圧ガス保安協会認定検査事業者制度に関する諸問題を討議し、必要に応じ高圧ガス保安協会に対し意見具申を行う。
- ② 検査事業者の協力により高圧ガスプラント定期自主検査及び保安検査における不具合情報を収集し、分析の上、経済産業省及び都道府県に報告すると共に、必要に応じて当協会機関誌及び業界紙に発表し、事故の予防に努める。
- ③ 高圧ガス保安協会認定検査事業者制度に関するパンフレットを必要に応じ改訂・発刊し認定制度の周知に努める。
- ④ 検査事業者の中から特に功績のあった検査員の表彰を行う。

(7) 指定保安検査機関委員会

- ① 委員長の招集により「保安検査」に関する諸問題を討議し、必要に応じて「指定検査機関連絡協議会」のテーマとして提案し、協調して関係団体及び都道府県に対し意見具申を行う。
- ② 指定検査機関検査員及び統括検査員の技能向上を目的に「法令解釈」及び非破壊検査技術（実技を含む）研修会を開催する。

(8) 保険委員会

委員長の招集により、検査事業者委員会と合同で定期的に年2回開催し下記事項を討議する。当分の間、保険構築・検討を目的として必要に応じて3回～4回開催する。

- ① 検査事業者が実施する検査業務に起因する事故補償に対し「検査賠償責任保険」の内容の充実を図ると共に、指定検査機関への拡充に努める。
- ② 工事施工に起因する事故補償に対し、団体としてのスケールメリットを生かした「工事賠償責任保険」の加入者の拡大に努める。
- ③ 協会会員サービスとして実施している「LPガス団体共済保険」の内容を充実させ、会員以外の同業団体にも拡充を図り、保険料の低減に努める。

(1) 出版委員会

委員長の招集により、年6回の委員会を開催し、当協会機関誌「LPガスプラント」の内容の検討と広報のあり方を討議し、改善に努める。

(6) 協会ホームページの充実を図り、関係法令改正、協会行事、その他協会が発刊する基準等の早期情報伝達に努める。

(7) 日団協の構成メンバーとして、広報委員会に対し広報のあり方を提案するなどして協会当協会機関誌「LPガスプラント」の活用方拡大に努める。

(8) 検査事業者委員会が行う高圧ガスプラント等の不具合情報を収集・分析したものを当協会機関誌に掲載し、事故の再発防止に努める。

(9) 協会当協会機関誌として、会員サービスのため、会員企業紹介を掲載するなどして会員PRに努める。

以 上